

令和5年度西宮市食品衛生監視指導結果について

西宮市では、飲食に起因する衛生上の危害を未然に防止し、市民の食の安全を確保するため、西宮市食品衛生監視指導計画を策定し、食品関係営業施設に対する立入検査、市内で製造又は流通している食品等の収去検査及び食品衛生知識の普及啓発事業などを実施しています。

このたび、令和5年度西宮市食品衛生監視指導計画の実施結果を取りまとめましたので公表いたします。

※令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、規模を縮小して実施しております。

記

実施期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

1. 監視指導件数

(1) 旧食品衛生法に基づく食品関係営業施設に対する監視指導件数

許可を要する食品関係営業施設は 3,101 件、監視指導延件数は 1,424 件でした。ランク毎の詳細は下表のとおりです。

業種	ランク	施設数	目標監視件数	監視指導件数
許可を要する 食品関係営業施設	A	309	309	518
	B	253	126.5	63
	C	1,893	631	685
	D	646	107.6	158
	E	0	—	—
	計		3,101	1174.1

各ランクの監視頻度基準は別表1のとおりです。

(2) 改正食品衛生法に基づく食品関係営業施設に対する監視指導件数

許可を要する食品関係営業施設は 2,668 件、監視指導延件数は 1,629 件でした。
届出を要する食品関係営業施設は 2,285 件、監視指導延件数は 363 件でした。
ランク毎の詳細は下表のとおりです。

業種	ランク	施設数	目標監視件数	監視指導件数
許可を要する 食品関係営業施設	A	175	175	183
	B	174	87	96
	C	1,588	529.4	984
	D	731	121.9	366
	E	0	—	—
	計	2,668	913.3	1,629

業種	ランク	施設数	目標監視件数	監視指導件数
届出を要する 食品関係営業施設	A	174	174	53
	B	22	11	12
	C	0	—	—
	D	0	—	—
	E	2,089	—	298
	計	2,285	185	363

各ランクの監視頻度基準は別表1のとおりです。

2. 収去等検査結果

収去等検査は 148 検体実施し、要注意（不適）検体は 9 検体でした。食品分類毎の詳細は下表のとおりです。

食品分類	検体数	要注意（不適） 検体数	要注意（不適）理由
魚介類	6	—	—
無加熱摂取冷凍食品	1	—	—
凍結直前未加熱、加熱後摂取冷凍食品	1	—	—
魚介類加工品	5	—	—
肉卵類及びその加工品	52	8	カンピロバクター属菌、 サルモネラ属菌陽性のため
乳製品	3	—	—
穀類及びその加工品	2	—	—
野菜類・果物及びその加工品	35	—	—
菓子類	12	—	—
清涼飲料水	8	—	—
酒精飲料	2	—	—
かん詰・びん詰食品	2	—	—
その他の食品	19	1	細菌数超過のため
合計	148	9	—

3. 食品に関する相談受付

660 件の相談を受け付け、営業許可・営業届出に関する相談が最も多くありました。その他に有症苦情や表示、不衛生な取扱いや異物混入などに関する相談があり、市内の施設については、立入調査・改善指導等を行いました。市外の施設については、管轄の自治体に調査指導等を依頼しました。

不衛生な取扱い	腐敗・変敗	異味・異臭	有症苦情	異物混入	表示	営業許可・ 営業届出	その他	合計
19	2	6	54	16	46	449	68	660

4. 食肉センター、食鳥処理場における検査及び監視

と畜場法に基づいて獣畜（牛、豚）を1頭ごとに検査し、食用に適さない肉等を排除しました。また、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、認定小規模食鳥処理施設の監視指導を行いました。

【と畜検査頭数】

牛	豚
6,739	29,253

【食鳥処理羽数】

ブロイラー	成鶏
9,073	27

【認定小規模食鳥処理施設監視指導件数】

施設数	目標監視件数	監視指導件数
5	10	10

5. 違反食品について

食品衛生法違反（疑い）等の食品について、他自治体に調査依頼等をしたものは5件ありました。また、他自治体等からの調査依頼等は3件ありました。

市内事業者からの自主回収報告は5件ありました。

該当施設については、調査・指導等を行いました。

6. 食中毒の発生状況

令和5年度、市内で食中毒事件の発生はありませんでした。

7. 食品衛生普及啓発

(1) 広報活動

市政ニュースなどの媒体を利用し、下記の広報活動を行いました。

時期	内容	広報媒体
6月7日	食中毒予防	西宮市公式 LINE
6月10日	食中毒予防	市政ニュース 6月10日号
6月12日 ～6月18日	食中毒予防	ケーブルテレビ
6月19日	食中毒予防	さくら FM
7月24日	食品衛生月間	さくら FM
7月25日	食品衛生月間（食中毒予防）	市政ニュース 7月25日号
7月25日	食中毒予防	西宮市公式 LINE
8月7日	食品添加物について	さくら FM
9月11日	キノコによる食中毒の予防	さくら FM
10月23日	フグによる食中毒の予防	さくら FM
11月10日	フグ・ノロウイルスによる食中毒の予防	市政ニュース 11月10日号
11月20日	ノロウイルスによる食中毒の予防	さくら FM
2月12日	アレルギー表示について	さくら FM

(2) 講習会

事業者向けの講習会を下記のとおり開催しました。また、希望者には食品衛生に関する DVD の貸し出しや資料の提供を行いました。

開催回数	参集人数
2	408

(3) 食の安全安心講演会

例年、食の安全・安心をテーマに市民及び市内食品関係事業者が食品や食品衛生に関する正しい知識を習得し、食品の安全性について理解を深めることを目的とした講演会を開いていますが、令和5年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため中止しました。

8. 食品等事業者の自主的衛生管理の推進

市内食品等事業者に対し、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の推進について普及啓発に努めました。

また兵庫県版 HACCP 認定施設は、兵庫県の認定後の監視等に同行することで、施設の衛生管理の方法について連携した監視指導に努めました。

兵庫県版HACCP認定施設

4

9. その他

(1) 臨時出店届について

臨時出店届は 136 件あり、届出に基づき、食品の衛生的取扱いや食中毒予防などについて指導を行いました。

(2) 食品衛生指導員の巡回指導について

令和5年度の食品衛生指導員による市内巡回指導は 700 件でした。

以上

＜監視頻度基準＞

ランク	監視頻度	対象施設
A	1回/年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去3年間に食中毒等違反があった施設 ・ 大量調理施設^{※1} ・ 集団給食施設（学校、病院、保育所） ・ 複合型製造業許可を有する施設 ・ 全国高校野球大会で利用される宿泊施設 ・ 十日戎、厄除け大祭に出店する営業施設 ・ 生食用食肉及び肉の生食メニューを提供する営業施設 ・ ふぐ処理施設
B	1回/2年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕出し、弁当、そうざい製造施設（大量調理施設を除く） ・ 集団給食施設（Aランク以外）
C	1回/3年	<ul style="list-style-type: none"> ・ A、B、D、Eランク以外の施設
D	1回/6年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 酒類の提供を主体とする営業施設 ・ 簡易な営業^{※2}、露店、自動車による営業施設 ・ 許可を要する自動販売機
E	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業届出施設^{※3}（集団給食施設を除く）

※必要に応じて、監視頻度にとらわれず監視指導を行います。

※1 大量調理施設：同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する施設。

※2 簡易な営業：飲食店営業のうち、そのままの状態での飲食に供することのできる食品を食器に盛り、そうざい半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業。喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業）を含む。

※3 営業届出施設：営業許可の対象となっていない業種を営む施設（公衆衛生に与える影響が少ない営業として法令で規定されている業を営む施設を除く。）